

平成 30 年 8 月 7 日
企 画 部 財 政 課

平成 31 年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 平成 31 年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） 1

- 2 平成 31 年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） 3
 - (1) 平成 31 年度予算編成事務処理方針について 3
 - (2) 平成 31 年度予算編成予定表 6
 - (3) 〔別紙 1〕平成 31 年度予算編成における経費区分について 7
 - (4) 〔別紙 2〕平成 31 年度一般財源各部等配分額 9
 - (5) 〔別紙 3〕平成 31 年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙 4〕様式および提出書類 (省略)
 - (7) 〔別紙 5〕財務会計システム入力の留意点 (省略)



30 練企財第 124 号
平成 30 年 8 月 日

様

副 区 長
山 内 隆 夫
黒 田 叔 孝

平成 31 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

区はこれまで、「改革ねりま」の実現を目指し、「みどりの風吹くまちビジョン」や「区政改革計画」を策定し、区独自の様々な政策と区政運営の改革を実行してきた。

本年 4 月から「改革ねりま第Ⅱ章」がスタートし、新たな政策に挑戦するとともに、区政を「参加と協働」から「参加から協働へ」と更に進化させていかなければならない。

6 月には、区が目指す将来像を区民と共有する「グランドデザイン構想」を策定した。また、現在、「新 みどりの風吹くまちビジョン（仮称）」およびアクションプランの策定に取り組んでいる。平成 31 年度は、新ビジョンの初年度であり、着実に実現していく必要がある。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気の緩やかな回復が続くことが期待される。しかし、消費税率引上げ等に伴う需要変動や、アメリカの通商政策による世界経済への影響、アジア地域での景気の下振れリスクなど、その動向は引き続き予断を許さない。

区の平成 29 年度決算は、特別区民税や各種交付金などの歳入が 18 億円増加したものの、扶助費などの義務的経費の歳出が 26 億円増加した結果、経常収支比率は 85.0%と 2 年連続で上昇し、依然として適正水準を超えている状況にある。

今後、歳出においては、少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加が不可避であり、区立施設の老朽化による改修改築も先送りできない状況にある。歳入においては、法人住民税の一部国税化をはじめ、地方消費税の清算基準見直し、ふるさと納税の影響などにより、単年度で約 90 億円の減収がすでに生じている。来年度以降も一部国税化の拡大に伴い減収額は更に増加する見込みであり、何の対策も講じなければ、区財政の硬直化が一層進むことは確実である。

このような状況下にあっても、医療・介護、子育て支援等にかかる新たな区民ニーズに的確に応えるとともに、都市計画道路の整備や鉄道空白地域の解消など、区特有の課題を解決していかなければならない。将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の視点から、事業の無駄を排除し、限りある財源を効果的・効率的に活用していかなければならない。

そこで、平成 31 年度予算編成にあたっては、

- (1) 新ビジョンおよびアクションプランに掲げる施策の推進を最優先とし、事業手法等を含め十分に検討し、予算に計上すること。
- (2) 全ての事務事業について、事業の必要性や効果を検証し、スクラップアンドビルドを徹底的に行うこと。各部等の部長は、職員一人ひとりが事業コストや費用対効果を十分認識するよう指導すること。

とする。

については、下記事項に留意し、平成 31 年度予算の編成に取り組みたい。
この旨、命により通達する。

記

- 1 新ビジョンおよびアクションプランの着実な実施に向け、計画的かつ効率的な予算となるよう所要額の精査を行うとともに、特定財源の確保に努めること。
- 2 歳入については、以下により確保に努めること。
 - (1) 区税および国民健康保険料などについては、引き続き収納対策の強化による収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。
 - (2) 負担の公平性の観点から受益者負担の適正化を図ること。
 - (3) 国庫支出金・都支出金の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めるとともに、削減・廃止などが行われた際には、原則として事業の縮小・廃止を検討すること。
 - (4) クラウドファンディングの活用など、新たな財源確保の仕組みについても積極的に導入を検討し、各部等の創意工夫により自主財源の一層の拡充に取り組むこと。
- 3 幼児教育の無償化および消費税率引上げの実施など、国・都の動向を注視し、関連する行政需要を的確に捉え、所要額を見積もること。
- 4 平成 29 年度決算において多額の不用額が生じた事業や多額の減額補正を行った事業については、予算積算方法、執行方法を必ず見直すこと。また、必要性が低下した事業の縮小、廃止に不断に取り組むこと。

各部（室・局）長 様

企画部長 佐々木 克己

平成 31 年度予算編成事務処理方針について

平成 31 年度予算編成にあたっては、平成 30 年 8 月 日付け「平成 31 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

〔1〕 枠配分予算について

- 1 厳しい財政状況にあっても、区民サービスの向上と持続可能な財政運営の両立をしていかなければならない。それにはまず、実施主体である各部等が自ら責任を持って、あらゆる角度から施策、事務事業を見直し、限られた財源の中で創意工夫しながら、メリハリをつけた予算を編成する必要がある。このため、A 経費は枠配分方式を実施する。
- 2 枠配分額は、平成 31 年度財政フレームで見込まれる一般財源から、B C 経費の財源を留保した残りの額を原資とする。その上で、各部等との基礎数値の調整により決定した一般財源を配分する。また、来年 10 月から消費税率の引上げが見込まれることに伴い、その影響額相当分は基礎数値に加算する。各部等の配分額は別紙 2 のとおりである。
- 3 平成 31 年度の枠配分額についてはゼロシーリングとする。各部等はスクラップアンドビルドを徹底すること。
- 4 各部等は、枠配分方式の趣旨を踏まえ、前年度の決算分析や必要経費の精査を徹底し、減額あるいは増額すべき事業を見極め、部内各課の既存事業費にとらわれることなく部全体で柔軟に対応し、枠の範囲内において適切に予算を編成すること。

〔2〕 歳出について

- 1 全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等を精査点検し、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行った上で真に必要な経費のみ見積もること。新ビジョンに基づくアクションプランに掲載を予定している事業については、着実な実施を可能とする見積りとしつつも、事業量・事業費等は精査すること。
- 2 消費税率の引上げが見込まれていることに伴い、新税率を考慮した見積りとする。見積りにあたっては、別途経理用地課から通知される文書に留意すること。
- 3 前年度において執行率が低かった経費、減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。また、流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行う等、積算の適正化を図ること。
特に A 経費については、執行率が 90% 未満であった事業または不用額が 10,000 千円以上であった事業は、特段の理由がない限り減額すること（原則として不用額等の 3 分の 2 以上）。さらに、企画部が送付する「不用額等抽出事業一覧」に掲載する事業については、見直し結果をその一覧に記載し、提出すること。

- 4 施設の改修改築経費については、公共施設等総合管理計画およびその実施計画を踏まえ、企画課・施設管理課等と十分に協議し、設計段階から経費の精査に努めるとともに、過去の類似施設の実績等を分析した上で見積もること。特に学校施設については、学校施設管理基本計画に基づく標準化の考え方等を踏まえ、改築経費の抑制を図ること。
施設の外観、内装、設備、植栽など周辺機能のグレードおよび整備内容については、その後の維持管理費を含めた長期的な視点を踏まえ、コスト削減に取り組むこと。
複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。
- 5 施設の管理運営費については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価などの見直しを図り、工夫を凝らして経費の削減に努めること。住民団体（運営委員会等）への管理運営委託についても、委託内容等を精査し適切に見積もること。
なお、指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。
- 6 外郭団体への支出については、「外郭団体見直し方針」に基づいて経費区分や積算方法等の見直しを進めるとともに、可能なものは平成 31 年度予算に反映すること。
- 7 補助金については、昨年度に実施した検証結果を踏まえ、見直しを行い、予算見積りにその結果を適切に反映すること。
- 8 情報システム関連経費については、「平成 31 年度(30 年度審査)情報化企画書の提出について」(平成 30 年 4 月 18 日付け 30 練企情第 153 号)を踏まえ、適切に見積もること。予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。
- 9 2 か年以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。

[3] 歳入について

- 1 歳入予算については、年度内に見込みうる額を漏らさず見積もるとともに、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努めること。
- 2 国庫および都支出金等については、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、制度の変更、整理統合、補助率の見直しの動向に留意して見積もること。さらに、国・都補助金の廃止・縮小が明らかな事業は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増につながらないよう見直しを行うこと。
- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、広告料、未利用地の暫定的なコインパーキング化等、自主財源の一層の拡充に取り組み、その歳入を見積もること。また、クラウドファンディングの活用による資金調達など、新たな財源確保の仕組みの導入を積極的に検討すること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、別途通知する「平成31年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 積算根拠とする下見積りは、原則として複数事業者から取り、見積書に添付すること。また、C経費事業については、図面や地図など補足資料を見積書に添付すること。A経費、B経費についても新規事業または既定事業における新規項目については同様に補足資料を添付すること。
- 4 現行アクションプランに掲載されている事業で、平成31年度予算を見積もる事業は、アクションプラン個別調書を作成すること。また、新ビジョンの戦略計画に位置付ける事業についても、アクションプラン個別調書を作成すること。
- 5 編成にあたっては、別紙1～5の説明資料を参照すること。
なお、各種様式はグループウェア共有文書に掲載のものを利用すること。

別紙1	平成31年度予算編成における経費区分について
別紙2	平成31年度一般財源各部等配分額
別紙3	平成31年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙4	様式および提出書類
別紙5	財務会計システム入力の留意点

[5] 提出期限および提出部数

- 1 A経費 平成30年10月9日（火）
 - (1) 予算査定書（内報書不可） 2部
 - (2) 平成31年度当初予算A経費編成報告書 2部
 - (3) 不用額等抽出事業一覧 2部
 - 2 B経費、C経費 平成30年10月15日（月）
 - (1) 予算見積書 3部
 - (2) 款別BC経費一覧（指定様式） 2部
 - (3) 調書等（指定様式・該当する書式を提出）
 - ① アクションプラン個別調書（A経費関連事業を含む） 3部
 - ② 平成31年度C経費個別調書 2部
 - ③ 工事・設計委託予算見積調書（総括表） 2部
 - ④ 工事・設計委託予算見積調書（個別調書） 2部
 - ⑤ 債務負担行為関係資料 2部
 - (4) その他補足資料（様式なし・調書等の補足として提出） 各2部
- ※1 調書等は区長査定等に使用するため様式を指定する。予算要求にあたっては、指定様式での提出を必須とし、独自様式による資料は添付資料とすること。
- ※2 B経費および特別会計に計上される予算のうち、事業的性格が強いものは、独自様式によらず、C経費個別調書を使用すること。疑義がある場合は、財政課と事前協議すること。
- ※3 上記のほか、平成31年度当初予算における重点施策等に位置付けられる事業については、別途、区長査定用プレゼンテーション資料を作成すること。詳細は該当事業を所管する各部等へ個別に連絡する。
- 3 職員人件費見積書 平成30年11月8日（木）
予算見積書 2部

平成31年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等	
30	8	7	火	庁議・編成方針決定
	8	9	木	各部等庶務担当課長会・係長会
	8	10	金	予算事務説明会
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>各部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。 <u>※財務会計システムの要求/査定の切り替えは、 財政課へ連絡。</u></p> </div>			
	10	中旬		職員人件費見積り依頼
	10	9	火	<u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u>
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> <p>財政課によるA経費ヒアリング</p> </div>			
	10	15	月	<u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u>
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;"> <p>財政課によるB、C経費ヒアリング</p> </div>			
	11	8	木	<u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>
	12	上旬～		副区長査定、政策経営会議（区長査定）
	12	中旬～		予算内報、予算最終調整
12	下旬		予算案内部決定	
31	1	下旬	庁議・予算案決定、予算案議会内示会、プレス発表	
	2	中旬	平成31年第一回練馬区議会定例会	
	3	中旬	予算案議決	

平成 31 年度予算編成における経費区分について

A 経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

B 経費（枠外経費）

1 義務的経費

(1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

○一般職、職員（再任用含む）

○特別職

- ・ 長等（区長、副区長、教育長、常勤の監査委員）
- ・ 議員
- ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く））
- ・ 再雇用

(2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

(3) 扶助費

20 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金

(1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

(2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

※新規で B 経費に計上する場合は事前に財政課と協議すること。

4 特別会計および繰出金

特別会計および特別会計へ繰出す繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。

C経費（政策的・枠外経費）

1 政策的な経費

(1)重要な新規・レベルアップ事業

区民サービスの向上に資する重要な新規・充実事業の経費

(2)臨時的・政策的に対応する経費

議会からの要望等で、政策的判断を要する事業等の経費

2 一定規模以上の施設改修

1件 500万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。

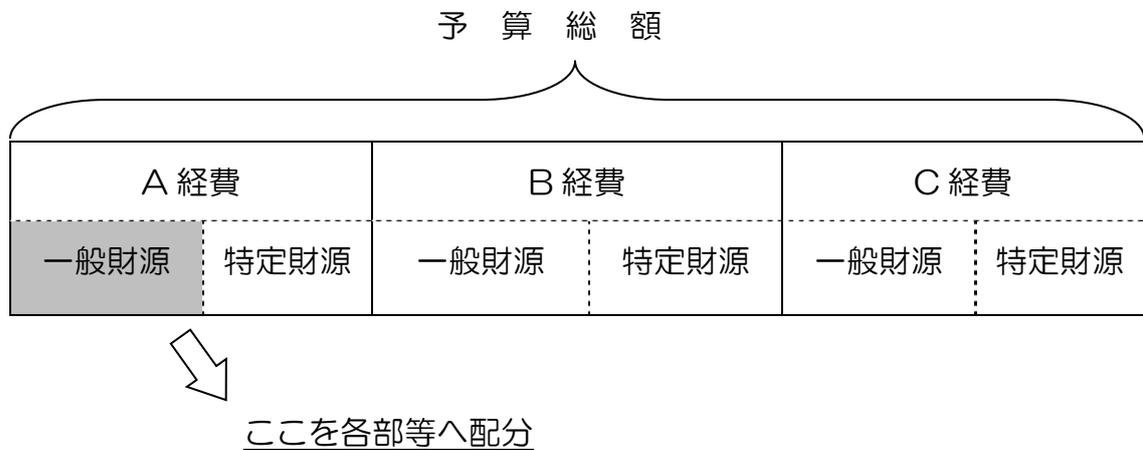
3 電算システム開発・改修経費

機器類の賃借料を含む1件 500万円以上の開発・改修経費

4 積立金

5 諸支出金

「参考」 経費区分イメージ



平成31年度一般財源各部等配分額

(単位：千円)

No.	各部等	配分額 (A経費)
1	議会事務局	54,308
2	区長室	229,455
3	企画部	45,670
4	危機管理室	263,107
5	総務部	1,666,610
6	会計管理室	37,865
7	選挙管理委員会	6,254
8	監査事務局	3,936
9	区民部	271,054
10	産業経済部	328,480
11	地域文化部	2,559,279
12	福祉部	4,508,554
13	健康部	1,456,445
14	環境部	2,594,902
15	都市整備部	247,147
16	土木部	2,785,281
17	教育振興部	11,437,545
18	こども家庭部	7,333,174
	合計	35,829,066